



# 栃木県公報

平成 25 年  
9月 6日(金)  
第2511号

## 目 次

### 公 告

○平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施	737
○栃木県労働委員会委員候補者の推薦	738
監 査 委 員	
○監査結果の公表	738

## 公 告

### ○平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成25年 9月 6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 試験日時  
平成25年11月8日（金）  
午前10時から正午まで（120分）
- 試験場所  
栃木県庁本館 6階大会議室 1  
宇都宮市塙田 1丁目 1番20号
- 試験科目
  - 砂利の採取に関する法令
  - 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験手続
  - 受験願書及び添付書類  
砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）
  - 願書受付期間  
平成25年10月8日（火）から同月18日（金）まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効
  - 受験手数料  
栃木県収入証紙8,000円分（受験願書に貼ること。）
  - 受験資格  
特になし
  - 願書提出先及び問合せ先  
栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当（本館 6階）  
〒320-8501 宇都宮市塙田 1丁目 1番20号 ☎028(623)3197
  - 合格者の発表
    - 合格発表日時  
平成25年11月18日（月）午前10時

イ 合格発表場所  
県庁屋外掲示場に掲示する。

ウ 合格証の交付  
合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

(7) その他

受験願書の用紙は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付ける。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記の上、氏名及び住所を明記した80円分の切手を貼った返信用封筒を同封して請求すること。

(工業振興課)

○栃木県労働委員会委員候補者の推薦

栃木県労働委員会委員の一部に、辞任による欠員を生じたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

平成25年9月6日

栃木県知事 福 田 富 一

1 推薦資格を有する者

労働者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する労働組合で、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）を受け、これらの規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明を受けたものとする。

2 推薦される者の資格

労働者委員候補者に推薦された者が次に掲げる者であるときは、栃木県労働委員会の委員になることができず、又は制限される。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国会法（昭和22年法律第79号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の規定によって兼職禁止の制限を受ける者

3 推薦期間

平成25年9月13日（金）から同年10月7日（月）まで

4 推薦方法

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、当該推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明書を添えて推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。

5 その他

- (1) 推薦する労働者委員候補者の数に制限はありません。
- (2) 労働者委員候補者の推薦書の用紙は、労働政策課又は各労政事務所に準備してあります。
- (3) 推薦手続に関し不明な点については労働政策課又は各労政事務所に、労働組合の資格審査については栃木県労働委員会事務局にそれぞれ問い合わせてください。

(問合せ先)

労働政策課	電話028-623-3218	宇都宮労政事務所	電話028-626-3053
小山労政事務所	電話0285-22-4032	大田原労政事務所	電話0287-22-4158
足利労政事務所	電話0284-41-1241	労働委員会事務局	電話028-623-3337

(労働政策課)

**監 査 委 員**

栃木県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第

9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

栃木県監査委員	渡	辺	渡
同	早	川	尚
同	黒	本	敏
同	鈴	木	誠
			夫
			一

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成24年度（ただし、給与事務については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

（環境森林部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
矢板森林管理事務所 （県民の森管理事務所を含む。）	平成25年5月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
林業センター	平成25年5月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南環境森林事務所	平成25年5月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山環境管理事務所	平成25年5月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県東環境森林事務所	平成25年6月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県西環境森林事務所	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北環境森林事務所	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（保健福祉部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
県東健康福祉センター	平成25年5月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
保健環境センター	平成25年5月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北健康福祉センター	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足健康福祉センター	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板健康福祉センター	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山健康福祉センター	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南健康福祉センター	平成25年5月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木健康福祉センター	平成25年5月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
精神保健福祉センター	平成25年5月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県西健康福祉センター	平成25年6月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市健康福祉センター	平成25年6月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（農政部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
農業環境指導センター	平成25年5月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
水産試験場	平成25年5月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

農 業 大 学 校	平成25年5月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
農 業 試 験 場 (いちご研究所・原種 農場)	平成25年5月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県央家畜保健衛生所	平成25年6月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南家畜保健衛生所	平成25年6月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北家畜保健衛生所	平成25年6月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
畜産酪農研究センター (芳賀分場)	平成25年6月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

## (教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
総合教育センター	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
図 書 館	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 図 書 館	平成25年5月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

## (公安委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
下 野 警 察 署	平成25年6月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿 沼 警 察 署	平成25年6月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 東 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小 山 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐 野 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大 田 原 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さ くら 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢 板 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日 光 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂 木 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 珂 川 警 察 署	平成25年6月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの